

東北大学東北メディカル・メガバンク機構における個人情報保護

法令対応



2022年 2月 8日 東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 長神風二



#### 機構内での検討と組織化

- 〇コホート事業を通じて多数の個人情報を収集 (一部に要配慮個人情報を含む)
- 〇解析を通じて多数の個人識別符号を産生 (一部は委託解析を通じて外部機関で産生)
- 〇バイオバンク事業を通じて多数の個人情報を他機関と共有 (一部で検体分譲を通じて分譲先で個人識別符号が生成)
- 事業全般で個人情報が集積 (研究におけるものとは限らない)

分譲・共同研究のための情報・システム構築を所 掌する機構内の委員会で課題を認識

⇒専門のタスクフォースを新設 個人情報保護法改正への対応に関するTF

#### 個人情報保護法改正へ の対応に関するTF

- ◆ 副機構長
- ◆ 総務企画事業部長
- ◆ バイオバンク事業部長
- ◆ コホート事業部長
- ◆ 分譲·産学連携推進 室長
- ◆ 統合データベース室長
- ◆ コホート情報管理室
- ◆ 匿名化管理室長
- ◆ 地域支援仙台センター長
- ◆ 委員長:広報戦略 室長

#### TMM計画と機構への影響 (総合)

- 漏洩の際の報告・通知義務と罰則
- 自主規範の制定(にかかる検討)
- 開示請求対応(短期保存データも対象)
- 個人情報ファイル簿の作成・公表
- 安全管理措置の作成・公表 現状で十分かどうか (業務委託先+職員関係者教育)
- その他
- 二重オプトアウトの禁止
- 海外関係
- 令和5年の新規施行部分について
- 「規律移行法人」

## ケーススタディ

- 一体、どの時点(分量など)において、「漏洩」となるのか?
- 我々のバンクから情報を分譲により入手したA社が、契約をも とにB社に解析の請負を行うことにおける、注意点は?
- 第3者提供の厳格化により、他機関(分譲先)において情報化された個人情報の第3者提供が法律による規制の対象となる?
- 公共的なデータベース等で、機構外への提供において各種情報が"統合"されるに際しては、個別の本人同意が必要?
- 個人情報を「アクセス権」によって閲覧・利活用できる者においても、個人情報ファイル簿は作成・公表が必要か?

### 海外関係

・同意取得時に関係国の状況について通知義 務がある。

- ④海外へ第三者提供する場合【現行指針第8の 1(6)関係】
- 八 改正後個情法第27条第1項各号に該当する場合であっても(ア)の場合には、改正後個情法第28条第2項と同様、同意取得に当たっては、外国の名称等の情報を本人に提供する必要があるものとする。

# 最後に (宣伝です)

- バイオバンク横断検索システム
  - 7機関12のバイオバンクの試料・情報を一度に検索
  - 参考「2021.09.29 バイオバンク横断検索システム 第3版の公開〜疾患特異的臨床情報の追加、データの 拡充〜」

https://www.megabank.tohoku.ac.jp/news/45890

東北大学東北メディカル・メガバンク機構のメールマガジン(月に1回発行!)



メールマガジン配信中 登録フォームはこちら https://forms.gle/ajtRk2KkYEzaLbPLA pk

